

平成 21 年 12 月 7 日
商 工 中 金

「中小企業金融円滑化相談窓口」の開設について

● 相談窓口の開設

商工中金は、中小企業金融円滑化法が平成 21 年 12 月 4 日（金）に施行され、民間金融機関による条件変更が促進されることを踏まえ、平成 21 年 12 月 7 日（月）、全営業店に「中小企業金融円滑化相談窓口」を開設しました。

上記により、昨今の経済情勢、金融環境の変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業の皆さまからの借入申込や条件変更相談等に対して、万全の態勢を期すこととし、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行ってまいります。

● 相談態勢について

上記相談窓口の態勢につきましては、12 月 4 日（金）NEWS RELEASE 掲載の「年末における平日夜間、営業休日の電話相談態勢について」でご案内の通り、下記のようにしております。

● 平日の電話相談の内容

営業店名	電話番号	受付時間
全営業店	各営業店の代表電話 (ホームページ等でご確認ください)	午前 9 時～午後 7 時

● 営業休日の電話相談の内容

営業店名	電話番号	受付時間
全営業店	0120-542-711	午前 9 時～午後 5 時
実施日	12 月 5 日～30 日の間の土曜日、日曜日、祝日	

※来年 1 月以降の相談態勢については別途ご案内させていただきます。